

事 務 連 絡

平成 26 年 9 月 30 日

各 都道府県「生活困窮者自立促進支援モデル事業」担当部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査及び事業実施意向調査  
(第3回、平成26年8月実施分)の結果について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。  
さて、「生活困窮者自立支援法に関する施行準備進捗状況調査」につきましては、ご協力いただきありがとうございました。今般、平成26年8月実施分の調査結果が取りまとまりましたので、ご報告致します。

調査結果の概要等につきましては下記のとおりであり、具体的な調査結果につきましては、別添(①全国集計(都道府県・市区町村)、②都道府県別集計(市区町村))を参照して下さい。

併せて、事業実施意向調査につきましても下記及び別添のとおりご報告致します。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に情報提供いただくとともに、本調査結果を制度に関する説明会等において活用するなど、制度施行に向けた取組の推進に引き続きご協力いただければと思います。

なお、次回調査につきましては、10月末の状況について、11月10日(月)までに管内市区町村の状況も取りまとめた上で、ご回答いただきますようお願い致します。なお、次回調査から調査項目を一部追加する可能性があり、その場合、詳細につきましては、別途ご連絡致しますので、よろしくお願い致します。

記

1 施行準備進捗状況調査

(1) 調査結果のポイント

- 回答自治体数 901/901自治体【回答率100%】
- 前回と比べると、それぞれの項目で取組は進んでいるが、年度当初から取組

むべきと考えられる取組についても、未だに達成されていない項目がある。今後、自治体において予算協議などが本格化する時期であり、早急に取組を進める必要がある。

- 項目別に見たポイントは以下のとおり。
  - ・ 首長への説明の実施について、前回と比べ1割程度割合が上昇した（市町村 54%（都道府県 60%））。
  - ・ 担当部署の決定については、都道府県では、すでに100%に達しているが、市区町村では80%（前回調査71%）となっており、未決定の自治体においては、早急に決定する必要がある。
  - ・ 庁内の関係部署への説明会等の実施が市町村36%（都道府県60%）、庁内の関係部署との連絡会等を設けている市町村は23%（都道府県42%）となっており、庁内連携は全体的にはまだ具体的なものとなっていない状況がうかがえる。
  - ・ 関係機関との連携体制の確保については、早期に行われるべき関係機関のリスト化がなされておらず（市町村84%（都道府県58%））、取組を進める必要がある。

#### 【都道府県のみ回答】

- ・ 国の全国会議及び研修の開催後に会議を開催した都道府県68%、会議においてモデル事業の経過報告を行うなど、事例の共有を図っている都道府県70%にとどまっている。引き続き、管内市町村の支援をお願いしたい。

## 2 事業実施意向調査

### (1) 調査結果の概要

- 全体として、前回調査と比べて任意事業の検討が少しずつ進んではいるが、「実施予定」と回答した自治体が数%~20%程度、「実施未定」を除くと10%~30%程度、「実施未定」が概ね50%程度となっている。任意事業の実施については、これから検討等が行われるという状況がうかがえるが、各自治体における来年度の予算編成を考えると、早急な検討が必要と考えられる。
- 生活困窮者自立支援法は、必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給）と任意事業を併せて行うことによって、複合的な課題を抱える生活困窮者のニーズに応じた包括的な支援を提供することができると考えられる。このため、任意事業については、生活困窮者の自立に向け効果的な支援を行う観点から、地域の実情に合わせ、その実施を更に積極的にご検討いただきたい。

(連絡先)  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室 高橋、菊池、添島  
電話 03-5253-1111 (内線 2893、2232)  
夜間 03-3595-2615  
FAX 03-3592-1459